

日EU・EPAにおける酒類の地理的表示の相互保護（追加）について

令和3年1月26日付で日EU・EPA附属書十四-A及び十四-Bの改正に関する外交上の公文の交換が行われたことに伴い、次に掲げる酒類の地理的表示（GI）（日本側3産品、EU側7産品）は、令和3年2月1日から、相互に保護されることとなります。

1. 日本側の酒類GI

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
1	北海道	北海道	ぶどう酒	Hokkaido
2	灘五郷	兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市、西宮市	清酒	Nadagogo
3	はりま	兵庫県姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町	清酒	Harima

2. EU側の酒類G I

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
1	Estonian vodka	エストニア共和国	蒸留酒	エストニアン・ウォッカ
2	Cassis de Dijon	フランス共和国	蒸留酒・その他の酒類	カシス・ドゥ・ディジョン
3	Pfalz	ドイツ連邦共和国	ぶどう酒	ファルツ
4	Irish Poteen/Irish Poitín	アイルランド	蒸留酒	アイリッシュポティーン/ アイリッシュポッチーン
5	Goriška Brda	スロベニア共和国	ぶどう酒	ゴリシュカ・ブルダ
6	Štajerska Slovenija	スロベニア共和国	ぶどう酒	シュタイエルスカ・スロヴェニア
7	Cariñena	スペイン王国	ぶどう酒	カリニェナ

- (注) 1 「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」といいます。)第9項に基づき、地理的表示の名称の翻訳及び「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合も保護の対象となります。
- 2 表示基準第1項第4号に定める「酒類区分」を指します。
- 3 「名称」及び「(参考)翻訳の例」欄の「/」は、一つの地理的表示に対して複数の名称がある場合にそれぞれの名称を区分するために使用しています。